

高松市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項，第5項および第7項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告，意見および措置内容を，同条第9項，第10項および第12項の規定により，次のとおり提出するとともに，公表するものです。

平成16年3月31日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 鎌田基志

平成15年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（財団法人高松勤労者総合福祉振興協会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

| 対 象 | | 期 間 |
|-------------------|--|--------------|
| 部局および団体 | 事 務 | |
| 産業部商工労政課 | 平成14年度および平成15年4月1日から平成16年1月4日までの財団法人高松勤労者総合福祉振興協会に財政的援助を与えているものの出納その他の事務 | 平成16年1月5日から |
| 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会 | 平成14年度および平成15年4月1日から平成16年1月4日までの高松市の財政的援助に係るものの出納その他の事務 | 平成16年2月16日まで |

(2) 監査の方法

平成14年度および平成15年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している産業部商工労政課から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会（以下「協会」という。）の概要

ア 設置目的

勤労者に対し、職業に関する相談等各種の相談に応じ、および職業に関する情報を提供し、ならびに教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供すること等により、勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、もって雇用の促進と職業の安定に寄与することを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市屋島西町2366番地1

ウ 組織（平成15年3月31日現在）

役員は16人で、その内訳は理事長1人、副理事長2人、常務理事1人、理事10人および監事2人である。

エ 事業内容

(ア) 職業に関する相談等および情報提供ならびに教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場の提供に関する事業

a 職業相談、職業情報の提供事業

b 職業教育、研修事業

c 健康増進事業

d 文化交流事業

e 宿泊、飲食等の提供に関する事業

(イ) 管理および運営に関する事業

a 清掃業務，警備業務，機械・電気設備等運転管理，保守点検業務等を委託

(ウ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

a 広報活動に関する事業

b 自主企画に関する事業

オ 採用している会計基準

公益法人会計基準（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）

カ 高松市との関係

高松市は，勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図り，もって雇用の促進と職業の安定に寄与している協会に対し，基本財産100,000,000円のうち，65,000,000円を出捐（平成14年度末現在）している。

また，財政援助として，平成14年度に140,714,339円の管理および運営事業補助金を交付している。

キ 収支の状況等

(ア) 平成14年度財団法人高松勤労者総合福祉振興協会収支決算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

収入の部

（単位 円）

| 科 目 | | 予算額 (A) | 決算額 (B) | 予算額に対する増減 (A) - (B) |
|-----|--------------------|-------------|-------------|------------------------|
| 款 項 | 目 | | | |
| 1 | 事業収入 | 304,840,000 | 289,777,677 | 15,062,323 |
| 1 | 事業収入 | 131,034,000 | 127,776,564 | 3,257,436 |
| | 1 ホール等 事業収入 | 10,560,000 | 12,486,877 | 1,926,877 |
| | 2 会議室等 事業収入 | 37,368,000 | 36,328,794 | 1,039,206 |
| | 3 トレーニング室等 事業収入 | 7,896,000 | 8,951,279 | 1,055,279 |

| | | | | | |
|---|---|------------------|-------------|-------------|------------|
| | 4 | 宿 泊 事業収入 | 41,278,000 | 35,073,390 | 6,204,610 |
| | 5 | 自主企画 事業収入 | 14,960,000 | 16,038,375 | 1,078,375 |
| | 6 | レストラン業務 委託収入 | 11,448,000 | 10,972,592 | 475,408 |
| | 7 | その他 事業収入 | 7,524,000 | 7,925,257 | 401,257 |
| 2 | | 補助金 収入 | 152,530,000 | 140,714,339 | 11,815,661 |
| | 1 | 高松市 補助金 | 152,530,000 | 140,714,339 | 11,815,661 |
| 3 | | 諸収入 | 21,276,000 | 21,286,774 | 10,774 |
| | 1 | 基本財産 利息収入 | 80,000 | 1,961 | 78,039 |
| | 2 | 受取利息 | 20,000 | 8,792 | 11,208 |
| | 4 | 退職給与引当 預金取崩収入 | 128,000 | 440,761 | 312,761 |
| | 5 | 諸収入 | 21,048,000 | 20,835,260 | 212,740 |
| | | 計 | 304,840,000 | 289,777,677 | 15,062,323 |

支出の部

(単位 円)

| 科 目 | | | 予算額 (A) | 決算額 (B) | 不用額 (A) - (B) |
|-----|------|-----------------|-------------|-------------|------------------|
| 款 項 | 目 | 節 | | | |
| 1 | 事業費用 | | 304,840,000 | 289,777,677 | 15,062,323 |
| 1 | 事業費用 | | 304,840,000 | 289,777,677 | 15,062,323 |
| | 1 | 事業費 | 145,673,000 | 138,325,429 | 7,347,571 |
| | | 2 給 料 | 45,299,000 | 43,099,300 | 2,199,700 |
| | | 3 職員手当 | 23,715,000 | 20,492,014 | 3,222,986 |
| | | 5 共済費 | 8,114,000 | 7,530,036 | 583,964 |
| | | 6 賃 金 | 2,313,000 | 2,310,120 | 2,880 |
| | | 7 報償費 | 7,537,000 | 7,508,760 | 28,240 |
| | | 9 需用費 | 47,784,000 | 47,504,790 | 279,210 |
| | | 10 役務費 | 720,000 | 372,845 | 347,155 |
| | | 11 委託料 | 4,882,000 | 4,461,285 | 420,715 |
| | | 12 使用料及び 賃借料 | 5,309,000 | 5,046,279 | 262,721 |
| | 2 | 管理費 | 159,167,000 | 151,452,248 | 7,714,752 |

| | | | | |
|----|----------|-------------|-------------|------------|
| 1 | 報酬 | 3,864,000 | 3,720,000 | 144,000 |
| 2 | 給料 | 27,689,000 | 23,918,900 | 3,770,100 |
| 3 | 職員手当 | 10,499,000 | 9,251,324 | 1,247,676 |
| 4 | 退職給与金 | 372,000 | 372,000 | 0 |
| 5 | 共済費 | 6,565,000 | 5,585,365 | 979,635 |
| 6 | 賃金 | 3,177,000 | 3,067,470 | 109,530 |
| 7 | 報償費 | 422,000 | 372,000 | 50,000 |
| 8 | 旅費 | 376,000 | 60,460 | 315,540 |
| 9 | 需用費 | 18,565,000 | 18,504,254 | 60,746 |
| 10 | 役務費 | 4,276,000 | 3,948,963 | 327,037 |
| 11 | 委託料 | 52,695,000 | 52,514,122 | 180,878 |
| 12 | 使用料及び賃借料 | 11,113,000 | 11,034,590 | 78,410 |
| 13 | 負担金 | 545,000 | 234,000 | 311,000 |
| 14 | 公課費 | 19,009,000 | 18,868,800 | 140,200 |
| 計 | | 304,840,000 | 289,777,677 | 15,062,323 |

(イ) 平成14年度財団法人高松勤労者総合福祉振興協会貸借対照表

平成15年3月31日現在

(単位 円)

| 資産の部 | | 負債および正味財産の部 | | |
|------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 流動資産 | 31,049,129 | 1 流動負債 | 31,049,129 |
| | (1) 現金預金 | 29,503,351 | (1) 未払金 | 25,804,535 |
| | (2) 未収金 | 1,545,778 | (2) 前受金 | 3,529,801 |
| 2 | 固定資産 | 107,378,222 | (3) 預り金 | 1,714,793 |
| | (1) 基本財産 | 100,000,000 | 2 固定負債 | 7,378,222 |
| | (2) 退職給与引当預金 | 7,378,222 | (1) 退職給与引当金 | 7,378,222 |
| | | | 3 正味財産 | 100,000,000 |
| | | | (1) 基本金 | 100,000,000 |
| | 計 | 138,427,351 | 計 | 138,427,351 |

(ウ) 平成14年度財団法人高松勤労者総合福祉振興協会財産目録

平成15年3月31日現在

(単位 円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------------------|
| 資 産 の 部 | |
| 1 流 動 資 産 | |
| (1) 現 金 預 金 | 2 9 , 5 0 3 , 3 5 1 |
| (2) 未 収 金 | 1 , 5 4 5 , 7 7 8 |
| 流 動 資 産 合 計 | 3 1 , 0 4 9 , 1 2 9 |
| 2 固 定 資 産 | |
| (1) 基 本 財 産 | 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 |
| (2) 退 職 給 与 引 当 預 金 | 7 , 3 7 8 , 2 2 2 |
| 固 定 資 産 合 計 | 1 0 7 , 3 7 8 , 2 2 2 |
| 資 産 合 計 | 1 3 8 , 4 2 7 , 3 5 1 |
| 負 債 の 部 | |
| 1 流 動 負 債 | |
| (1) 未 払 金 | 2 5 , 8 0 4 , 5 3 5 |
| (2) 前 受 金 | 3 , 5 2 9 , 8 0 1 |
| (3) 預 り 金 | 1 , 7 1 4 , 7 9 3 |
| 流 動 負 債 合 計 | 3 1 , 0 4 9 , 1 2 9 |
| 2 固 定 負 債 | |
| (1) 退 職 給 与 引 当 金 | 7 , 3 7 8 , 2 2 2 |
| 固 定 負 債 合 計 | 7 , 3 7 8 , 2 2 2 |
| 負 債 合 計 | 3 8 , 4 2 7 , 3 5 1 |
| 正 味 財 産 | 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 |

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、その事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、監査対象団体の改善を要する事項については、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

監査対象団体に対するもの

正味財産増減計算書を作成すべきもの

協会の会計処理の手續および原則は、協会会計規程第3条において、公益法人会計基準に基づくものとされているが、同基準第1総則第2項において作成しなければならないとされている正味財産増減計算書が同協会の決算書に記載されておらず、また、省略する場合の注記もされていないので、今後は、同基準に基づき、正味財産増減計算書を作成するなど適正な事務処理をされたい。

監査対象団体（財団法人高松勤労者総合福祉振興協会）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体に対するもの

施設の利用状況等について

平成16年1月1日から高松テルサとして本市の公の施設となったが、施設利用状況については、会議室・研修室等の利用が堅調に増加しているため、施設利用者数も平成11年度以降増加しているものの、宿泊施設においては、平成10年度以降その利用実績が減少していることから、今後とも、宿泊施設の利用促進等を図るため、事業所訪問などの営業活動を積極的に行い、新規利用者の誘致やリピーター等の確保に努められたい。また、健全かつ効率的な施設の管理運営に努めるなど、市からの補助を前提とするのではなく、財政的に自立した経営に取り組みられたい。

監査対象団体（財団法人高松勤労者総合福祉振興協会）

第2 前回までの財政援助団体監査で指摘した事項に対する措置内容

監査対象団体に対するもの

公印使用に係る事務処理を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

公印使用簿について、平成14年度4月の記載状況を監査したところ、公印を使用した事実があるにもかかわらず、同使用簿には、その事実が記載されていないものが見受けられたので、財団法人サポート財団（以下「財団」という。）の事務規程第25条の規定に基づき、今後、公印を使用しようとするときは、同使用簿に所要事項を記載するなど、適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容（措置通知日 平成16年2月6日）

公印使用に係る事務処理を適正に行うよう指導した結果、平成16年2月6日に財団から、公印の使用については、財団事務規程第25条の規定に基づき、公印を使用しようとする者が、公印使用簿に所要事項を記載するなど、適正な事務処理に改めた旨の通知を受けた。

監査対象団体（財団法人サポート財団）